

京都市告示第 4 5 2号

生活保護法第 5 5 条において準用する同法第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第 1 4 条第 4 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 2 7 号。以下「改正法」という。）附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第 1 4 条第 2 項第 3 号（改正法附則第 4 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成 2 6 年 1 月 1 4 日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
上嶋 淳史	安土・上嶋整骨院	北区紫竹西北町 4 3 - 1	平成 25 年 11 月 1 日
田畑 博	社団法人信和会川端鍼灸治療院	左京区冷泉通川端東入中川町 1 8 8	平成 25 年 12 月 1 日
関本 貴志	桜之町整骨院	中京区新京極通り六角下る桜之町 4 3 0 - 8	平成 25 年 11 月 26 日
榊 良隆	よし接骨院	山科区勧修寺西金ヶ崎 2 5 4 エステ - トビル 1 F	平成 25 年 12 月 3 日
星野 八重	鍼・灸・マッサージ院星のや	南区東九条室町 8 番地	平成 25 年 11 月 29 日
橋之口 謙吾	有限会社アグレスグループ在宅マッサージ楽楽	西京区桂木ノ下町 1 6 - 2 8 - 2 0 1	平成 25 年 12 月 11 日
小野 真司	らる整骨院	伏見区向島鷹場町 1 0 4 - 1	平成 25 年 12 月 1 日
坂田 桃一	きたがわ接骨院	伏見区深草直違橋 3 - 4 0 3	平成 25 年 12 月 2 日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
白倉 忠	白倉治療院	伏見区石田西ノ坪1番地 醍醐石田団地1棟325	平成25年11月 1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)